

JJJ断熱診断機器 レンタル申込書

一社) ステキ信頼リフォーム推進協会
 TEL : 045-501-5544 / FAX : 03-4477-5023
 メール : info@anr.or.jp

お申込みの流れ

断熱診断に必要な図面 (断熱診断実施前までにご用意ください)

- ・各階平面図
- ・立面図
- ・矩計図
- ・配置図 (ある場合のみ)

① レンタル利用申込書の記入・申込	下記<JJJ断熱診断機器 レンタル利用申込書>を記入の上、当協会までメール又はFAXにてお申込みください。
② レンタル利用申込書受領&申込受領書送付	当協会がレンタル利用申込書受領後、申込受領書をメール又はFAXにて送付いたします。
③ 内容確認&最終申込同意欄署名・捺印	申込受領書の内容を確認いただき、内容に問題がなければ最終同意欄に署名・捺印の上、当協会まで申込受領書をメール又はFAXにて送付してください。
④ ご入金	申込受領書の内容に問題がなければ、申込受領書に記載の期日までに指定口座までご入金をお願いいたします。入金が完了しましたら振込受領書を当協会までメール又はFAXにて送付してください。
⑤ 診断機器送付	当協会へのご入金確認後、診断機器をご指定の住所に郵送にて送付します。
⑥ 断熱診断実施	診断機器に同封されている「JJJ断熱診断 測定方法の説明」を参照しながら断熱診断を実施してください。
⑦ 断熱診断終了 & 診断機器返却	測定終了日の翌日正午までに診断機器を当協会までご返却ください。また、宅急便の送り状NO. を事務局までFAX又はメールにてご連絡ください。

裏面のレンタル規約の内容に同意の上、以下の所定事項をご記入の上、事務局までFAX又はメールにて送付してください。

<JJJ断熱診断機器 レンタル利用申込書>

記入日	年	月	日	会員番号
フリガナ				-
会社名				電話 / FAX
フリガナ				TEL - -
代表者氏名				FAX - -
フリガナ				担当者携帯
担当者				- -
担当者 アドレス	@			
レンタル機器配送先住所 ※お客様のご自宅には配送不可	〒 -			

レンタル希望商品・日数 ※希望期間は実際のご使用期間をご記入ください。測定は2日間を要します。

第1希望	/	~	/	第2希望	/	~	/
JJJ断熱診断機器 レンタル費用	1	セット	50,000	円 (税抜)			
断熱診断用データ作成費用	1	式	10,000	円 (税抜)			
診断結果報告書・改修提案書作成費用	1	式	70,000	円 (税抜)			
		小計	130,000	円 (税抜)			
		消費税等	13,000	円			
		合計	143,000	円 (税込)			

レンタル規約・注意事項

1 趣旨

一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会（以下「当協会」という。）は、住宅の断熱性能を診断し、お客様へ報告、提案することで当協会たくみ会員・流通会員・推進会員（以下、総称して「会員」という。）の事業推進に資することを目的として、J建築システム株式会社製品・サービスのJJJ断熱診断システム（以下「本件機器」という。）を会員に貸出し（以下「レンタル」という。）することとし、レンタルに当たり必要な事項をレンタル規約・注意事項として定める。

2 レンタルの対象

次に該当する法人、個人又は団体に対して本件機器を有償にてレンタルする。

- (1) 当協会の会員
- (2) その他特に必要があると当協会が認めたる者

3 レンタルの手続き

- (1) レンタルを希望する者（以下「借主」という。）は、別紙「JJJ断熱診断機器 レンタル利用申込書」に必要事項を記入の上、FAX又はメールにて当協会事務局（以下「事務局」という。）まで申込みとする。ただし、申込みは、原則として契約開始期間の7営業日（ここでいう営業日とは、当協会の営業日のことをいう。）前の午前中までとする。
- (2) 借主は、申込後に事務局から返送された申込受領書の内容を確認し、申込受領書内の最終同意欄に署名・捺印の上、FAX又はメールにて事務局へ連絡するものとする。
また、事務局から返送された申込受領書の受領後3営業日以内に当協会指定口座へ入金をし、金融機関等が発行する振込受領書をFAX又はメールにて事務局へ送信するものとする。
- (3) 事務局は、第4項①に定める費用の振込が確認でき次第、本件機器をレンタル開始日の1日前までに借主へ届けるものとする。
- (4) 借主は、本件機器を受け取った際には、速やかに破損の有無、部品の不足、動作確認を行い、不具合等を発見した場合は、速やかに事務局へ連絡するものとし、連絡を受けた事務局は、代替品を配送する。この際、代替品が到着した日の翌日をレンタル開始日に変更する。
- (5) 借主は、本件機器使用后、レンタル終了日の翌日午前中を厳守して事務局から受領したレンタル品のすべてについて返却の発送を完了するものとする。
なお、返却の際は、「精密機器扱い」にて当協会指定の宅配業者を用いて返送するものとする。

4 費用と期間

- (1) 借主は、次に定める費用を一括して当協会に支払うものとする。

① 本件機器レンタル費用	1セットにつき	55,000円（消費税等込）
② 断熱診断データ作成費用	1件につき	11,000円（消費税等込）
③ 断熱診断結果報告書及び断熱改修提案書作成費用	1件につき	77,000円（消費税等込）
- (2) 前項①には、本件機器の配送及び当協会への返却費用を含むが、一部レンタル品の配送忘れなどで追加の配送費用が発生した場合、その原因が借主の都合による場合には借主が、当協会の都合による場合には当協会が負担する。
- (3) レンタル期間は、本件機器が借主へ届いた日の翌日から事務局へ届いた日までとする。
- (4) レンタル期間は、最長でも7日間とする。ただし、事前に借主から事務局へ連絡があり、事務局が承認した場合は、この限りではない。
- (5) レンタル期間を途中で変更（短縮）された場合でも、当初定めたレンタル費用の返金は、できないものとする。
- (6) 借主は、事前の承諾なくレンタル期間を過ぎても本件機器を返却しない場合、レンタル期間終了日の翌日から事務局へ到着するまでの 日数 × 15,000円（消費税等込）の違約金を当協会へ支払うものとする。
- (7) 本件機器使用時の電気代は、借主の負担とする。

5 損害賠償

- (1) 本件機器の通常使用時に故障が発生した場合、当協会は、速やかに代替品を手配するものとし、修理費用は、当協会の負担とする。この場合のレンタル期間は、故障日に中断し、代替品が到着した翌日に再開する。また、当該故障に起因して借主が受けた損害に対して当協会が負う賠償額は、第4項(1)に定める金額を上限とする。
- (2) 借主の故意・過失により本件機器が破損した場合、借主は、当協会に対し、修理費及び修理期間に相応したレンタル費用を補償金として支払う。また、破損が修理不能である場合又は本件機器が盗難被害に遭い返却不能となった場合、借主は、当協会に対し、本件機器を新たに購入するための費用に相当する額を支払うものとする。

6 反社会的勢力との取引排除

- (1) 当協会及び借主は、次の各号について表明し、保証する。
 - ① 自己又は自己の役員、重要な地位の使用人これに準ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等が（以下「自己の役員等」という。）暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋又はその他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではなく、過去5年間においても反社会的勢力でなかったこと、また、今後もそのようなことはないこと。
 - ② 自己又は自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また、今後もそのようなことはないこと。
 - ③ 自己又は自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと。また、今後もそのようなことはないこと。
 - ④ 自己又は自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力、関与していないこと。また、今後もそのようなことはないこと。
- (2) 当協会及び借主は、相手方が前項各号の表明、確約に違反した場合は、本件機器のレンタルを中止し、又は中止させることができるものとする。この場合、解除した当事者は、相手方の損害賠償の責を負わずして、相手方に逸失利益を含む全ての損害の賠償を請求することができるものとする。

7 譲渡、転貸、質入、占有移転の禁止

借主は、当協会の書面による承諾なく本件機器を譲渡、転貸、質入、占有移転又は改装・改造・分解してはならない。